

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 事務所の机などを入れ替えた時に出た廃棄物の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

### (質問 1)

当社の事務所の机や椅子を入れ替えましたが、それまで使用していた古い机や椅子、コロナの時に使用していたアクリル板などを一緒に処分したいと思います。どのようにしたらよいですか。

### (協会 1)

処分するにあたり、処分方針と言いますか、処分料金はあまり気にせず、とりあえず手間をかけずに許可を持っている誰かに一気に全部処分を任せたいですか、それとも廃棄物の種類に応じて処分方法を選別し、処分費用はなるべく安くしたいですか。

アクリル板などのプラスチックは、汚れていない場合はそのまま材料として利用できる可能性もあり、金属くずなどと同様買い取ってくれる可能性があります。また、それまで使用していた古い机や椅子も、使用していたことを考えると、リサイクルショップなどで買い取ってくれるかもしれません。

### (質問 2)

できれば処分費用はなるべく安くしたいと考えております。

### (協会 2)

それではまず近くのリサイクルショップに行き、買取ってもらえるものについては売却し、残ったものを処分してはいかがでしょうか。

(アクリル板については、廃プラスチック類をリサイクルしている業者を、紹介しました。)

当協会では処分費用は把握しておりませんので、なるべく多くの業者にどれくらいかかるのか確認してはいかがでしょうか。当協会のホームページを開いていただき、会員検索をクリックすると、検索画面になります。机、椅子などでしたら、廃プラスチック類、金属くずなど、取り扱う許可品目にチェックを入れて、エリアを指定するとお近くの業者を検索できます。優良産廃処理業者、ISO14001 認証取得企業、エコアクション 21 認証取得企業の条件を入れても検索可能です。また、収集運搬、処分でも検索できますので御活用願います。

## 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、 manifests の運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

### (主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- manifests 等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、 manifests、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

### (その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。